

地域包括支援センターの運営状況及び評価について

I 地域包括支援センターについて

1. 地域包括支援センターとは

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。（介護保険法（平成9年法律第123号））

2. 業務内容

（1）包括的支援事業

- ①介護予防ケアマネジメント事業（法第115条の45第1号ニ）
- ②総合相談・支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ③権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

（2）指定介護予防支援業務

（3）生活支援コーディネーター業務

3. 設置状況

市内27箇所

（熊本市においては、「高齢者支援センター ささえりあ」の愛称。）

4. 配置職員

- （1）保健師または経験のある看護師
- （2）社会福祉士
- （3）主任介護支援専門員

※ 上記三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、要綱に定める者を配置することもできる。

（4）生活支援コーディネーター（H30年度より専任配置）

【主な業務】

- ①生活支援等サービスの開発及び担い手の養成
- ②関係者のネットワーク化
- ③生活支援等のニーズとサービスのマッチング
- ④協議体の設置・運営
- ⑤地域ケア計画の策定・見直し

II 地域包括支援センターの運営状況について

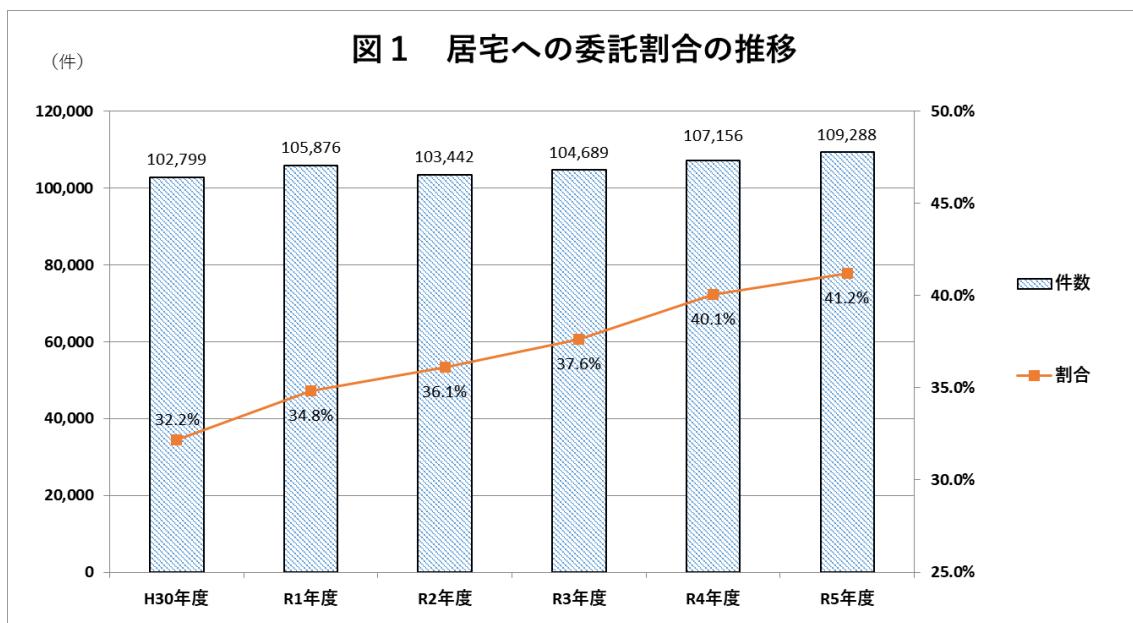
1. 介護予防ケアマネジメント事業（総合事業対象者）・指定介護予防支援（要支援1・2）

総合事業対象者及び要支援1・2の認定をもっている方に対するケアマネジメントを行う。

（1）介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの委託状況

介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託率は、全センターの平均で41.2%と昨年度の40.1%と比べて増加している。

これは、平成30年度より包括的支援業務の実施に支障が生じないように、センターの保健師等の三職種1人あたりの担当件数の上限を20件に設定したことによるもの。センター間では委託率に24.5%～71.5%と開きはあるものの、委託割合は増加傾向にある。（図1）

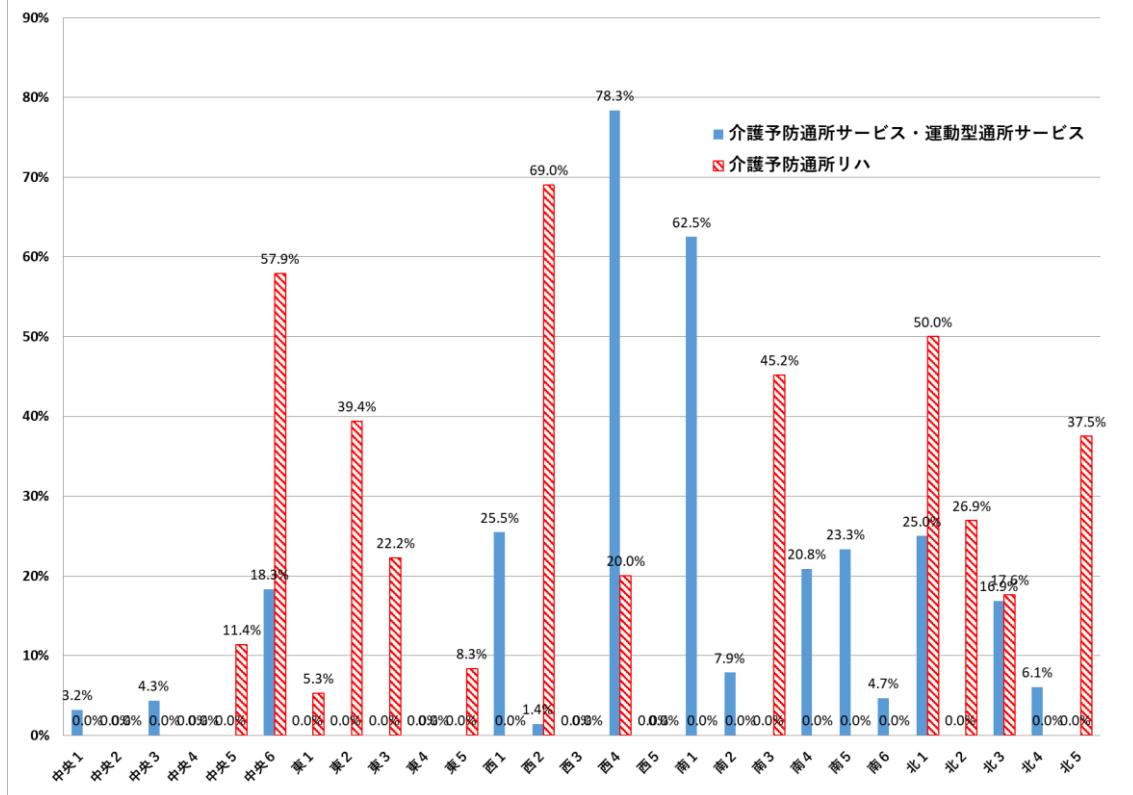


（2）介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントにおける同一法人紹介割合 (図2-1)

通所型サービス（介護予防通所サービス、運動型通所サービス、介護予防通所リハビリテーション）について、同一法人の事業所利用割合が60%を越えたセンターが3ヶ所あった。利用割合が高くなっている要因としては、圏域内に同一法人の事業所が複数あることや、圏域内でサービスを提供している同一法人以外の事業所が少ないとことなどがあげられる。

※センターの運営の中立・公平を確保するため、同一法人紹介の割合50%未満を目指としている。

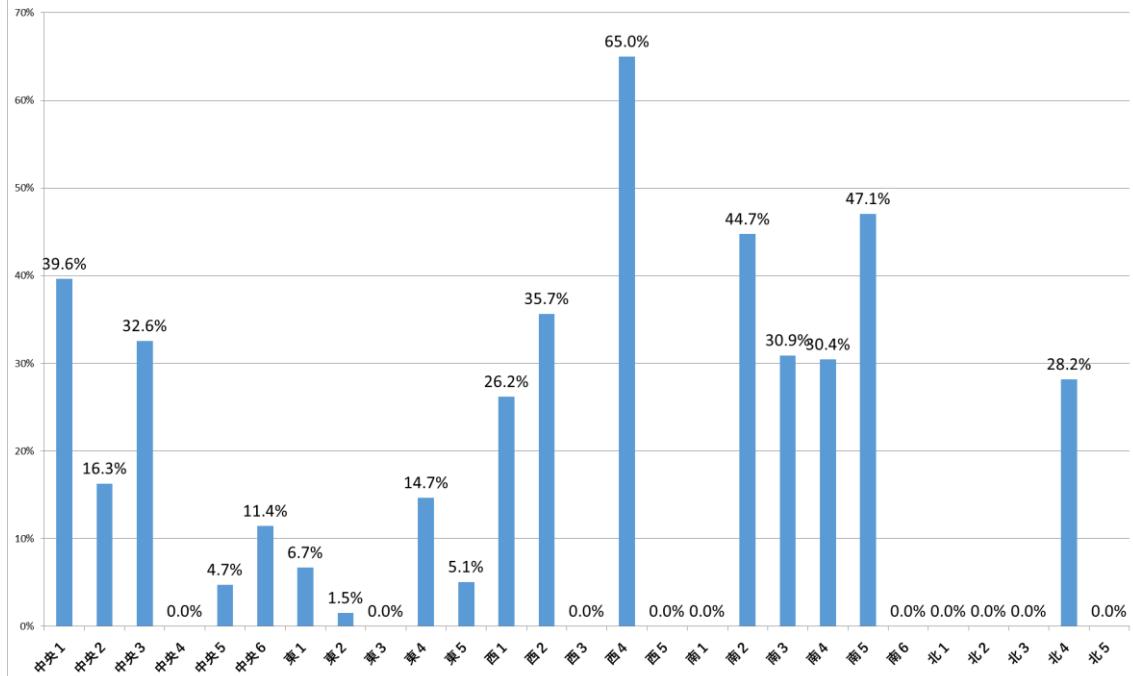
図2-1 令和5年度同一法人事業所の利用（通所型サービス）



訪問型サービス（介護予防訪問サービス、生活援助型訪問サービス）についても、同一法人の事業所利用割合が60%を越えたセンターが1ヶ所あった。その他のセンターについては、同一法人の事業所利用割合がすべて50%以内となっており、前年度よりも改善されている状況である。

圏域内の地域特性に左右されるものの、引き続き、圏域外の事業所に対して受け入れの相談アプローチを行うなど、中立・公平な運営の確保に向けた取組を強化していくことが必要である。（図2-2）

図2-2 令和5年度同一法人事業所の利用（訪問型サービス）



2. 総合相談・支援事業

本人・家族・地域などからの高齢者に関する様々な相談に対応し、各関係機関と連携を図り、支援介入等を行う。

(1) 相談件数（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を含む総数）について

相談件数は、昨年度と同水準となっているが、令和元年度からは約2万人増加しており、今後も増加傾向が続くと推測される。（図3）

主な相談内容は、介護保険に関することが多くを占め、件数の割合は前年度と同様の傾向となっている。（表1）

図3 相談件数(延べ)

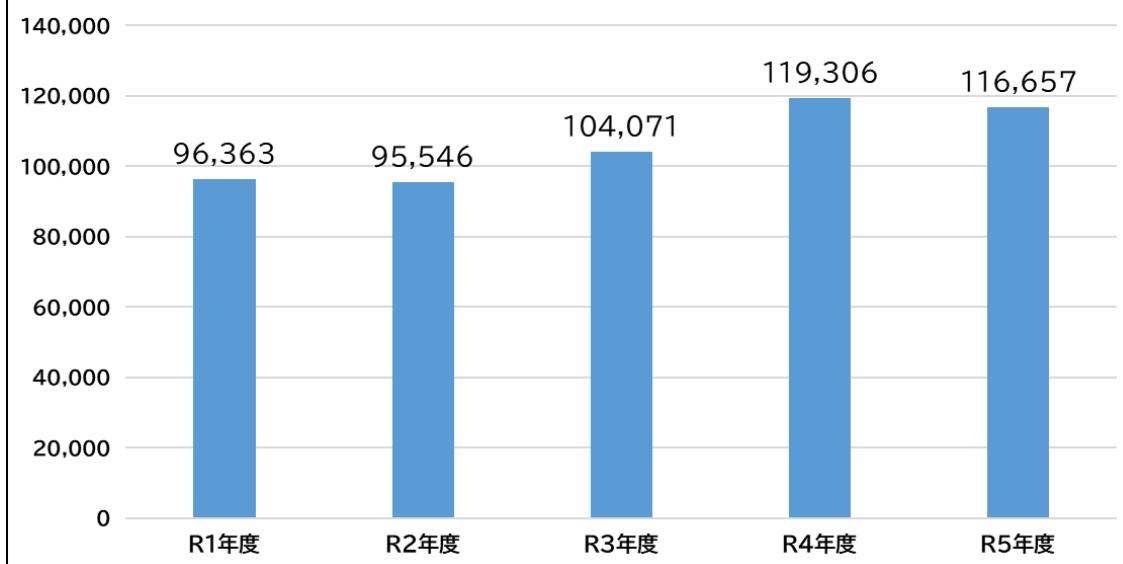


表1 相談件数(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
介護保険に関すること	31,394	3,128	32,808	67,330	57.7%	71,308	59.8%
在宅福祉・生活支援に関すること	7,110	779	5,920	13,809	11.8%	13,074	11.0%
保健・医療に関すること	8,874	471	3,822	13,167	11.3%	11,939	10.0%
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること	2,402	574	1,540	4,516	3.9%	4,370	3.7%
権利擁護(虐待関連含む)に関すること	2,354	254	1,718	4,326	3.7%	4,804	4.0%
認知症に関すること	2,158	347	1,067	3,572	3.1%	3,522	3.0%
居住環境に関すること	1,651	239	1,284	3,174	2.7%	2,896	2.4%
経済的な問題に関すること	723	110	507	1,340	1.1%	1,592	1.3%
家族問題に関すること	736	113	372	1,221	1.0%	1,251	1.0%
在宅高齢者福祉事業に関すること	607	58	379	1,044	0.9%	1,176	1.0%
その他	2,077	231	850	3,158	2.7%	3,374	2.8%
合計	60,086	6,304	50,267	116,657	100.0%	119,306	100.0%

(2) 相談内訳・対象者について

①相談者の内訳

本人、配偶者、子ども等、家族・親族からの相談が多い。(図4)

②対象者の年齢

後期高齢者となる75歳以上の相談件数が多くを占める。(図5)

図4 令和5年度相談者の内訳(延べ)

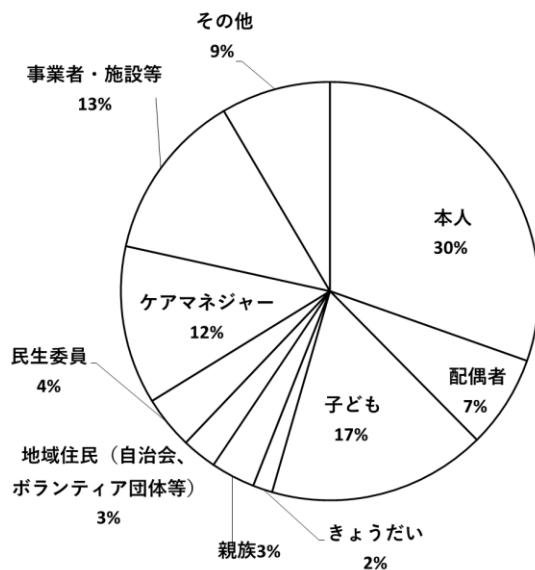
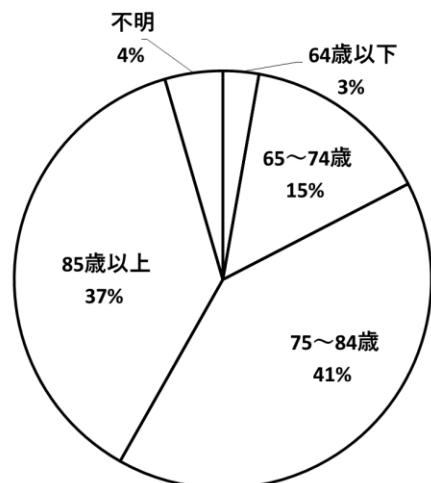


図5 令和5年度対象者の年齢(実人員)



③介護保険に関するこ

介護保険に関するこの内訳は、サービス内容に関するこや申請の手続きに関するこが多くを占めるなど、前年度と同様の傾向となっている。(表2)

表2 介護保険に関するこ(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
サービス内容に関するこ	15,392	1,110	19,544	36,046	53.5%	35,492	49.8%
申請等の手続きに関するこ	7,551	1,198	5,298	14,047	20.9%	14,559	20.4%
認定内容に関するこ	4,102	350	3,740	8,192	12.2%	8,626	12.1%
保険料・利用料に関するこ	701	108	920	1,729	2.6%	2,006	2.8%
その他	3,649	346	3,321	7,316	10.9%	10,625	14.9%
合計	31,395	3,112	32,823	67,330	100.0%	71,308	100.0%

④在宅高齢者福祉事業に関すること

各事業の制度広報も兼ねた相談窓口としての役割を果たしている。(表3)

表3 在宅高齢者福祉事業に関すること(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
養護老人ホーム入所措置	180	7	113	300	28.7%	296	25.2%
高齢者安心支援事業	165	15	62	242	23.2%	341	29.0%
寝具無料乾燥事業	83	2	83	168	16.1%	153	13.0%
家族介護用品支給事業	67	26	19	112	10.7%	150	12.8%
高齢者及び障害者住宅改造費助成事業関係	53	3	49	105	10.1%	89	7.6%
高齢者生活援助事業	60	4	40	104	10.0%	110	9.4%
ひとり暮らし高齢者訪問事業	4	2	7	13	1.2%	37	3.1%
合計	612	59	373	1,044	100.0%	1,176	100.0%

3. 権利擁護事業

高齢者虐待に関する相談・対応や成年後見制度に関する相談・支援など、高齢者の権利を護る支援を行う。

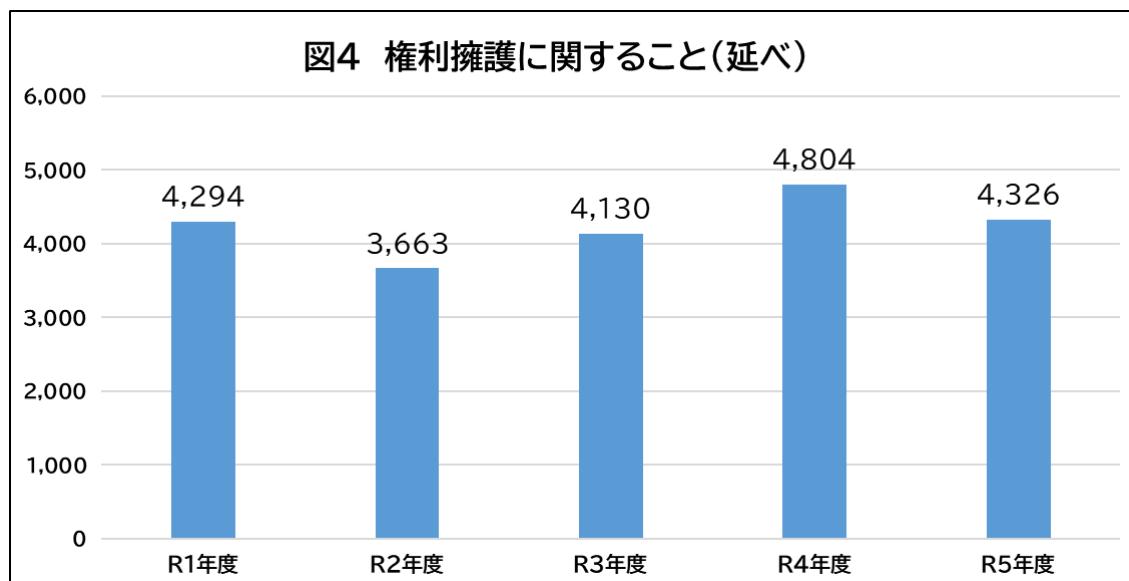
権利擁護については、昨年度に比べて相談件数は少なくなっているものの、虐待への対応や、成年後見制度に関するお尋ねなどが多くあっている。(表4)

表4 権利擁護に関すること(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
虐待への対応に関すること	838	82	663	1,583	36.6%	1,850	38.5%
成年後見制度に関すること	660	70	486	1,216	28.1%	1,269	26.4%
困難事例への対応に関すること	658	70	403	1,131	26.1%	1,236	25.7%
老人福祉施設等への措置に関すること(在宅措置等)	75	6	76	157	3.6%	136	2.8%
消費者被害の防止に関すること	35	6	28	69	1.6%	84	1.7%
その他	93	16	61	170	3.9%	229	4.8%
合計	2,359	250	1,717	4,326	100.0%	4,804	100.0%

図4 権利擁護に関すること(延べ)



4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーからの相談に対する助言や支援を行うとともに、主治医、ケアマネジャー、そのほかの関係機関とのネットワーク構築に取り組む。

支援困難ケースについても、後方支援も含めて地域包括支援センターが、地域の介護支援専門員に対して助言・支援を行っている。昨年度と同水準の相談件数となっているが、引き続き増加傾向にある。(表5)

表5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する件数(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
介護支援専門員の日常業務に関する個別指導、相談	1,435	480	1,128	3,043	67.4%	3,041	60.9%
支援困難事例等への個別指導、相談	959	94	420	1,473	32.6%	1,329	39.1%
合計	2,394	574	1,548	4,516	100.0%	4,370	100.0%

図5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
に関する件数(延べ)

